

●香川県監査委員告示第2号

包括外部監査人白川尊大から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第8項の規定により、次の者に監査の事務を補助させる必要がなくなった旨の通知があったので、同条第9項の規定により、次の者が包括外部監査人を補助する者でなくなったことを告示する。

令和8年9月29日

香川県監査委員	白鳥一雄
同	武田宏之
同	鏡原慎一郎
同	城本宏

通知があった者の氏名 池田 哲也